

角田市医師会圏域(角田市・丸森町)

医療と介護の連携のための共通様式の運用について (手引き)

令和元年7月30日 角田市丸森町地域ケア推進会議(在宅医療・介護連携推進に関する会議)にて承認  
令和2年4月1日から運用開始(令和2年3月25日からホームページの閲覧開始:ダウンロード可)

【目的】

患者(利用者)が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療と介護の関係機関が連携し、情報を共有しながら一体的にサービスを提供するために、多職種間で「顔の見える関係」、「声を掛け合える関係」をスムーズにすることを目的に活用するもの。

【利用の範囲】

角田市・丸森町の1市・1町内での運用を原則とする。

\* 注意 : 市・町外に所在する医療機関・事業所については、相手方の了承の上  
ご活用願います。

【共通様式】

様式1 「介護・介護予防サービスを受ける際の医学的留意事項に関する情報提供について」  
(担当ケアマネジャー ➡ 主治医)

様式2 「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 情報提供書」  
(居宅療養管理指導を実施している主治医 ➡ 担当ケアマネジャー)

様式3 「診療情報提供書」  
(診療を担当している主治医 ➡ 担当ケアマネジャー)

様式4 「口腔ケアに関する連絡票」  
(担当ケアマネジャー ➡ 歯科医師)

様式5 「服薬(薬剤)に関する連絡票」  
(担当ケアマネジャー ➡ 保険薬局薬剤師)

\* 共通様式については、以下の方法でダウンロードできますので、ご活用ください。

「医療・介護従事者のための連携相談窓口」で検索!

【費用負担】

- ・「連絡票」については、情報共有に使用するため、費用負担は発生しません。
- ・医学的留意事項に関する「情報提供書」については、下記のとおり保険での請求となります。(診断名、検査データ、治療方針等の記載のため)

様式2: 介護報酬:「居宅療養管理指導費(Ⅰ)」による、509単位での請求。

様式3: 診療報酬:「診療情報提供料(Ⅰ)」による、250点での請求。

## 【運用のルール】

- ① 原則として、本人、家族の同意を得たうえでご利用ください。  
ただし、同意は得られないものの必要性が高いと判断した場合には、契約時の同意に基づき送付することができるものとします。
- ② 共通様式の活用には、持参・FAX・メール等の方法があります。事前に電話で相手先に連絡し、持参しない場合は、個人情報についてはマスクングすることとします。
- ③ お互いの職種理解の促進のため、積極的にご利用ください。
- ④ 共通様式の活用のほか、電話や面談等適切な手段を選びましょう。

## 【活用方法】

### 1、主治医とケアマネジャーの連携(様式1・様式2・様式3)

ケアマネジャーから主治医に情報提供を依頼するときにご利用ください。

様式1)介護サービス検討に際して、専門家の意見が必要なとき

- \* 具体的な依頼内容の欄に、「なぜこの情報を報告する必要があるのか」、「何のためにどんな情報が必要なのか」を明記してください。

様式2)主治医が居宅療養管理指導をしているとき

- \* ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。

様式3)主治医が外来診療しているとき

- \* ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。

### 2、歯科医師とケアマネジャーの連携(様式4)

口腔ケアに関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご利用ください。

### 3、保険薬局薬剤師とケアマネジャーの連携(様式5)

服薬(薬剤)に関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご利用ください。

**\*\* 様式及び運用のルールは、**

**必要時「在宅医療・介護連携推進に関する会議」に諮り、修正していく予定です\*\***

#### 問い合わせ先

角田市地域包括支援センター ☎ 0224-61-1288

丸森町地域包括支援センター(丸森町保健福祉課内) ☎ 0224-72-3023